

## パブリックコメント結果

(「犬山市障害者基本計画・犬山市障害福祉計画(案)」についての意見の概要と市の考え方)

番号	提出された意見の概要	市の考え方
1	「資料編」に収録されている「用語解説」の出典、情報ソース、参考文献を明示してほしい。その資料には「広汎性発達障害」への言及がないのが不満。	「用語解説」は法律上の定義や様々な研究資料を基に構成しています。ご指摘いただいた「広汎性発達障害」については用語解説に掲載します。
2	アウトリーチの制度を取り入れてほしい。	計画の中でもアウトリーチは必要な支援と位置づけていますので、今後検討していきます。
3	「障害者」という漢字表記を使用するのをやめてほしい。「障碍者」もしくは「障がい者」と改めてほしい。あるいは新たな呼称を創出してほしい。	現在の法律では「障害者」という漢字表記がされており、本計画でも「障害者」という表記を使用していますが、障害をお持ちの方の心情に鑑み、法律改正や社会での一般的表記の推移をふまえ、検討していきます。
4	自閉症状群は脳の先天的な機能障害であり、「精神障害」や「精神疾患」ではないということを資料にも明示してほしいし、あらゆる機会に広く啓発してほしい。	発達障害者支援法では、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義しています。また、先般改正された「障害者基本法」で発達障害は初めて「精神障害(発達障害を含む。）」(第2条第1項)として位置付けられました。しかし、発達障害は、医学上の診断だけでなく、心理学的、教育的な診断を含む総合的な判断が必要です。今後は、発達障害に対する社会の理解を促進するため、パンフレットやポスター設置などにより、発達障害全般に対する周知・啓発を図っていきます。